

重 要

令和 4 年 1 月 1 4 日

会員各位

J U 静岡オートオークション
流通委員会
検査委員会

J U 静岡会員規約 変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は J U 静岡オートオークションをご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、令和 4 年 2 月 1 日開催オークションより、会員規約を下記の通り変更をさせていただきますので、内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

第 8 章クレーム規約

変更前

■第 7 条 クレーム免責及び申立却下の事項

9. 自走した車両のクレーム。

②車両検査時の走行距離から 2 0 k m 以上自走をした車両において、以下部位の不良・不具合は免責とする。

- ・ 機関部位
- ・ A T、M T ミッション



変更後

■第 7 条 クレーム免責及び申立却下の事項

9. 自走した車両のクレーム。

②初年度登録から 1 0 年以上経過、又は走行距離 1 0 万 k m 以上の車両を自走搬出し、車両検査時の走行距離から 1 0 0 k m 以上自走をした車両において、以下部位の不良・不具合は免責とする。

- ・ エンジン部位
- ・ A T、M T ミッション
- ・ デフ、トランスファー

※車両検査時の走行距離は、出品申込書の検査員記入欄記載距離とする。

(映像出品車両は成約後再検査時の走行距離)

※自走搬出は基本的にノークレームです。落札車は十分に注意して搬出お願いします。

※その他の問題につきましては検査・流通委員会にて最終決定を致します。

以上